

西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察
-幕僚の官名・官品（官命）・序列を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21323

西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察
—幕僚の官名・官品（官命）・序列を中心に—

会田大輔

1.はじめに

魏晋南北朝時代、丞相・三公就任者や將軍号を帯びた人物には、府（丞相府・三公府・將軍府）の開設が許され、幕僚（府佐）を辟召する権限が与えられた。なかでも篡奪を目前にした権力者は、丞相・三公などに就任して巨大幕府（覇府）を開き、現王朝の官僚を府佐に吸収し、新政権の官僚に横滑りさせた⁽¹⁾。北朝後期では、北魏の東西分裂後、西魏において宇文泰が、元氏を擁立しつつ、大丞相府・都督中外諸軍事府（以下、中外府と略）を開いて実権を掌握した。大統4年（538）頃に宇文泰が王都長安を離れて華州（後の同州）に出鎮すると、長安（王都）と華州（覇府）という二極構造が成立した。恭帝3年（556）に宇文泰が没すると、後事を託された宇文護（宇文泰の甥）は中外府を掌握し、宇文泰の嫡子を擁立して北周を建国し、その実権を握った。彼も同州に駐屯し、王都と覇府の二極構造が続いた⁽²⁾。天和7年（572）3月に宇文護を誅殺した武帝は、中外府を廃止して二極構造を解消し、皇帝権の強化を図った。武帝没後も宣帝が親政を行ったが、大象2年（580）に宣帝が没すると、外戚の楊堅が大丞相府を開き、帝位を篡奪して隋建国に成功した。

西魏・北周・隋・唐の政治過程における覇府の重要性については、既に谷川道雄氏が指摘している⁽³⁾。また、呂春盛氏・陶賢都氏は、宇文泰の大丞相府幕僚の人的構成を分析し、関中漢人郡姓などの人材プール機構の役割を果たしていたことを明らかにしている⁽⁴⁾。筆者も別稿で宇文護執政期の中外府幕僚就任者を分析し、宇文泰の幕僚経験者である関中漢人郡姓や山東貴族が多いこと、胡族系元勳以外の群臣子弟の有力な任官先として機能していたことなどを指摘した⁽⁵⁾。しかし、前島佳孝氏が指摘⁽⁶⁾しているように、その重要性にも関わらず、史料的限界から、これまで西魏・北周の覇府の具体的な官制構造については検討されてこなかった。北周の官職を整理した王仲華氏も、大丞相府・中外府の幕僚の事例を列挙するのみである⁽⁷⁾。そのため、西魏・北周政治史の根幹ともいべき覇府の機能や六官制（『周礼』に基づく北周官制）との関係などが未だ解明されていないのである。さらには覇府幕僚の官名・官品（官命）・序列といった基礎的事項ですら明確になっていない。

西魏・北周の覇府には、西魏の大丞相府（宇文泰）、北周の中外府（宇文護）、北周末の大丞相府（楊堅）がある。また、覇府以外にも、地方軍政組織である総管府や封爵である王・公、戎秩（勳官）の上柱国～儀同大將軍などに府佐が設置された。しかし、文献史料には柱国大將軍など

の府佐の官命（官品）が、『北史』巻 30・盧同伝附盧辯伝に見えるのみで府佐に関する記述はきわめて少ない⁽⁸⁾。西魏・北周の覇府の機能や六官制との関係を解明するためにも、まず覇府幕僚の官名・官品（官命）・序列といった基礎的事項を明らかにする必要がある。

また、西魏・北周の覇府幕僚の官名・官品（官命）・序列を明らかにすることは、北魏から隋に至る府佐の継受状況を解明することにもつながる。北朝では、北魏孝文帝の官制改革時に本格的に府佐を整備した⁽⁹⁾。その後、府佐は北齊・北周を経て、隋・唐代にも受け継がれた。しかし、北魏から隋・唐に至る府佐の序列・官名など細部に及ぶ継受状況については未だ検討されていない。筆者は別稿で北魏後半期の州府僚佐について検討し、従来不明とされてきた列曹参軍と列曹行参軍の官名を特定した⁽¹⁰⁾。その成果を踏まえ、北魏後半期の二大（大司馬・大將軍：第一品）府幕僚の序列を示すと以下ようになる⁽¹¹⁾。

長史（従三）、司馬（四上）、諮議参軍（従四上）、従事中郎（五上）、掾・属（従五上）、主簿・録事参軍・功曹参軍・記室参軍・戸曹参軍・倉曹参軍・中兵参軍（六上）、列曹参軍〔外兵・騎兵・長流・城局・刑獄〕（従六上）、祭酒・参軍事・列曹行参軍〔法・鎧・水・田・集・士・默〕（七上）、行参軍（従七上）、長兼行参軍（従八上）、参軍督護（九上）

北魏後半期の府佐は、長史から参軍督護まで官品が細かく区分され、列曹参軍や列曹行参軍内の序列も明確に存在していた。では、六官制や戎秩（勲官）といった独自の官職体系を有していた西魏・北周は、北魏後半期の府佐の官品・序列を継承していたのだろうか？

以上の問題意識を踏まえ、本稿では西魏・北周の覇府幕僚就任者を列挙し、官名・序列・官品（官命）を検討した後、北齊・隋の府佐と比較して、府佐の継受状況の沿革を示したい。

2. 西魏時代の覇府幕僚

（1）大丞相府幕僚の官名・序列・官品

西魏では永熙3年（534）8月から廢帝2年（553）春まで、宇文泰が大丞相に就任して実権を掌握し、二十四軍を統轄するとともに政策決定を行なった⁽¹²⁾。そのため、それまで国政の中核に位置していた尚書省は、大丞相府や大行台で決定された政策の執行機関となった⁽¹³⁾。なお、大丞相は北魏末に設置されたため、官品は『魏書』や『通典』などに記されていないが、爾朱榮や高歡・宇文泰といった最高権力者に与えられていることや、北魏前期の丞相が三公に匹敵する官職であったことから、第一品に相当するとみてよいだろう⁽¹⁴⁾。

この大丞相府幕僚就任者を列挙すると表1のようになる。管見の限り、西魏の大丞相府には、北魏後半期に置かれていた諸曹参軍の一部（倉曹・騎兵・長流・水曹・集曹）の就任者が確認できなかった。しかし、これらの殆どが北周にも存在していることから、廢止されたわけではないと思われる。また、西魏の大丞相府には、北魏時代に存在していなかった司録が設置されていた。

表 1 : 西魏・大丞相府幕僚

官職	姓名	任職年代	前任官	兼職	後任官	出典
長史	于謹	大統 4(538)	北雍州刺史	大行台尚書	恒州刺史	周 15
	崔騰	大統 4(538)?	不明		不明	周 38
左長史	領: 趙貴	大統 3(537)前	岐州刺史		隴西行台	周 16
	長孫儉	大統 16(550)	行台僕射・荊州刺史		都督東南道諸軍事	周 35 長孫儉神道碑
右長史	宇文測	永熙 3(534)	北魏・司徒右長史		侍中	周 27
	辛慶之	大統 9(543)	行台左丞・行河東郡事	給事黃門侍郎	度支尚書	周 39
	鄭孝穆	大統 16(550)	京兆尹		梁州刺史	周 35
	郭環	不明	七兵尚書?		大司農?	郭敬宗墓誌
司馬	李遠	大統 4(538)	原州刺史		河東郡守	周 25
	韓褒	大統 4(538)	大丞相府從事中郎		北雍州刺史	周 37
	兼: 長孫儉	大統 12(546)	荊州刺史・東南道行台僕射	本官: 大行台尚書	行台僕射・荊州刺史	周 26 長孫儉神道碑
	兼: 楊寬	大統 16(550)	東雍州刺史	本官: 河州刺史	南關州刺史	周 22
司錄	李長宗	大統 17(551)後	不明		不明	隋 38
	李植	大統末~廢帝期	不明		司會中大夫	北 59
諮議參軍	領: 楊儉	大統 7(541)	侍中		華州刺史	周 22
	劉孟良	大統 16(550)前	不明		不明	周 35
從事中郎	韓褒	大統 2(536)	大丞相府屬		大丞相府司馬	周 37
	薛善	大統中	司農少卿		黃門侍郎	周 35
	叱羅協	大統 4(538)	大丞相府屬		大都督・儀同三司?	周 11 叱羅協墓誌
	張軌	大統 8(542)後	河北郡守	行武功郡事	宇文導の長史	周 37
	達奚寔	大統 13(547)後	大行台郎中・大丞相府掾		大都督	周 29
	張羨	不明	銀青光祿大夫		司職大夫?	隋 46
	伊婁穆	廢帝 2(553)前	大丞相府掾		給事黃門侍郎	周 29
掾	達奚寔	大統中	大行台郎中		大丞相府從事中郎	周 29
	伊婁穆	廢帝 2(553)前	大都督		大丞相府從事中郎	周 29
屬	蘇讓	永熙 3(534)	北魏・武都郡守		衛將軍	周 38
	韓褒	大統元(535)	行台左丞		大丞相府從事中郎	周 37
	叱羅協	大統 3(537)後	大丞相府主簿兼大行台郎中		大丞相府從事中郎	周 11
	寇郁	不明	大丞相府田曹參軍		不明	寇郁墓誌
主簿	宇文深	大統元(535)	北魏・子都督	朱衣直閣	尚書直事郎中	周 27
	梁昕	大統 3(537)後	大丞相府戶曹參軍		洛安郡守	周 39
	叱羅協	大統 3(537)後	大丞相府錄事參軍		大丞相府屬	周 11
	薛端	大統中	大丞相府東閣祭酒		兵部郎中	宇文端墓誌
錄事參軍	韓褒	永熙 3(534)	北魏・太中大夫		行台左丞	周 37
	叱羅協	大統 3(537)後	大丞相府東閣祭酒		大丞相府主簿	周 11

功曹參軍	梁暄	大統 6(540)	義陽郡守		清水郡守	梁暄墓誌
	裴鴻	大統末	長寧郡守		中外府屬	裴鴻碑
記室參軍	薛慎	大統中	宜都公侍讀		太子舍人	周 35
	唐瑾	大統 3(537)前	尚書員外郎		尚書右丞	周 32
	領：柳慶	大統 3(537)	北魏・散騎侍郎	本官：大丞相府東閣祭酒	大丞相府戶曹參軍	周 22
	領：柳慶	大統 10(544)	大行台郎中	本官：尚書都兵・大行台郎中	雍州別駕・計部郎中	周 22
	兼：柳敏	大統 3(537)後	大丞相府戶曹參軍	本官：大丞相府戶曹參軍	禮部郎中	周 32
	盧光	大統 6(540)	遷授晉州刺史		行台郎中	周 45
	柳虯	大統 6(540)後	開府司馬		秘書丞	周 38
	蔡沢	大統末?	西魏・広平王參軍		給事中	周 27
	李昶	大統中	大丞相府東閣祭酒	著作郎	大行台郎中	周 38
	兼：王子直	大統 12(546)	秦州總管府(?)司馬	本官：大行台郎中	兵部郎中	周 39
	兼：陸暹	大統 14(548)後	文帝内親信	本官：大丞相府參軍事	駕部中大夫	周 32 陸暹神道碑
	趙芬	不明	大丞相府鎧曹參軍		大丞相府外兵參軍	隋 46 趙芬碑
趙仲威	不明	不明		不明	趙保隆墓誌	
戶曹參軍	梁昕	大統初	右府長流參軍		大丞相府主簿	周 39
	薛端	大統 2(536)頃	北魏・司空參軍事		大丞相府東閣祭酒	周 35 宇文端墓誌
	柳慶	大統 3(537)	大丞相府東閣祭酒		大行台郎中	周 22
	柳敏	大統 3(537)後	大丞相府參軍事	記室	禮部郎中	周 32
中兵曹參軍	遼奚武	永熙 3(534)	直寝		東秦州刺史	周 19
	補：元暉	不明	起家?		武伯下大夫	隋 46
外兵曹參軍	伊婁穆	大統 9(543)後	大丞相府參軍事		帥都督	周 29
	張熨	西魏末	員外侍郎		膳部大夫?	隋 46
	趙芬	不明	大丞相府記室參軍		内書舍人	趙芬碑
城局參軍	冀儁	大統初	宇文泰の記室		襄樂郡守	周 47
	趙慎	大統年間?	敷州別駕		金州長史	趙慎墓誌
刑獄參軍	王悦	大統元(535)	北魏・石安県令		大行台右丞	周 33
	李制	大統 9~12(543~546)の間	鎮東將軍・左金紫光祿大夫		司徒府掾	李制墓誌
東閣祭酒	薛端	大統 3(537)	大丞相府戶曹參軍		大丞相府主簿	周 35 宇文端墓誌
	柳慶	大統 3(537)	北魏・散騎侍郎	領記室	大丞相府戶曹參軍	周 22
	叱羅協	大統 3(537)	東魏・治書侍御史		大丞相府録事參軍	周 11 叱羅協墓誌
	皇甫璠	大統 4(538)後	大丞相府行參軍	大丞相府田曹參軍	太常少卿・都水使者	周 39
	李昶	大統中	都官郎中		大丞相府記室參軍	周 38
榮權	大統 15(549)	不明		不明	周 48	

法曹参軍	趙文淵	大統 10(544)前	起家?		県伯下大夫	周 47
	吳整	不明	不明		不明	延寿公碑
鎧曹参軍	趙芬	不明	起家?		大丞相府記室参軍	隋 46
田曹参軍	皇甫璠	大統 4(538)	大丞相府行参軍	大丞相府東閣祭酒	太常少卿・都水使者	周 39
	辛昂	大統 14(548)後	大丞相府行参軍		龍州長史	周 39
	寇郁	不明	起家?		大丞相府属	寇郁墓誌
士曹参軍	裴俠	大統初	左中郎将		行台郎中	周 35
	裴漢	大統 5(539)	員外散騎侍郎	補大丞相府墨曹参軍	李遠の司馬	周 34
墨曹参軍	劉志	大統 3(537)	襄城郡守		中外府属	周 36
	薛慎	大統中	起家		宜都公侍読	周 35
	補：裴漢	大統 5(539)	員外散騎侍郎	本官：大丞相府士曹参軍	李遠の司馬	周 34
	楊敷	大統中	祠部郎中		廷尉少卿	周 34
	裴文举	大統 10(544)	奉朝請		著作郎・中外府参軍事	周 37
	趙佺	大統初?	大丞相府参軍事		都督	尉遲佺墓誌
参軍事	司馬融	大統初?	員外侍郎		大都督	司馬融墓誌
	柳敏	大統 3(537)	河東郡丞		大丞相府戸曹参軍	周 32
	伊婁穆	大統 9(543)後	奉朝請	子都督	大丞相府外兵参軍	周 29
	陸暹	大統 14(548)	文帝内親信		駕部中大夫	周 32 陸暹神道碑
	薛裕	大統初?	太学生		死去?	周 35
	趙暉	大統 3(537)?	起家		中書侍郎	隋 46
	韋龕	大統 15(549)前	不明	都督	不明	韋彘妻柳敬憐墓誌
	柳皓	大統 15(549)前	不明		不明	同上
	趙佺	大統初?	北魏・陳郡王主簿		大丞相府墨曹参軍	尉遲佺墓誌
	楊君	不明	周太祖内親信		治書侍御史	楊君墓誌
行参軍	皇甫璠	大統 4(538)	北魏・涇州主簿		大丞相府田曹参軍	周 39
	辛昂	大統 14(548)前	行台郎中		大丞相府田曹参軍	周 39
典籤	趙昶	大統 3(537)	高千の長史		都督	周 33

王仲榮『北周六典』（中華書局、1979年）16～27頁、呂春盛『閩隴集團的權力結構演變—西魏北周政治史研究—』（稻郷出版社、2002年）112～113頁を参照し、諸資料で補正して作成⁽¹⁵⁾。参軍序列は仮に北魏の二大府の序列とし、参軍事のみは列曹行参軍の下に置いた。周：『周書』、隋：『隋書』、北：『北史』

職掌については史料にみえないが、王仲榮氏は朝政に参与していたとし、嚴耕望氏は文書を掌っていたとする⁽¹⁶⁾。

この中には、大丞相府幕僚を歴任した人物が複数名存在する。彼らの大丞相府における官歴を示すと表2のようになる。宇文泰の権力基盤である大丞相府幕僚を歴任することは、宇文泰から信任されていたことを意味しており、前任官より後任官の序列・地位が高いとみなすことができよう。ここから大丞相府幕僚の序列の一部が明らかになるとと思われる。

表 2：大丞相府幕僚歴任者表

人名	官歴（大丞相府幕僚）	出典
叱羅協	東閣祭酒→録事参軍→府主簿→属→従事申郎	周 11・叱羅協墓誌
伊婁穆	参軍事→外兵参軍→掾→従事申郎	周 29
趙芬	鎧曹参軍→記室参軍→外兵参軍	隋 46・趙芬碑
薛端	戸曹参軍→東閣祭酒→府主簿	周 35・宇文端墓誌
皇甫璠	行参軍→東閣祭酒・兼田曹参軍	周 39
柳敏	参軍事→戸曹参軍・兼記室参軍	周 32
柳慶	東閣祭酒・兼記室参軍→戸曹参軍	周 22
梁昕	戸曹参軍→府主簿	周 39
寇郁	田曹参軍→属	寇郁墓誌
李昶	東閣祭酒→記室参軍	周 38
趙佺	参軍事→墨曹参軍	尉遲佺墓誌
辛昂	行参軍→田曹参軍	周 39

表 2 を踏まえ、北魏後半期の二大府と西魏の大丞相府幕僚の序列を比較した結果、次の 2 点の変化が窺えた。

- ①北魏後半期の参軍事は、列曹参軍と列曹行参軍の間に位置していた。一方、西魏の参軍事は、戸曹参軍・列曹参軍（外兵）・列曹行参軍（墨曹）の下位にあった（伊婁穆・柳敏・趙佺の事例）。西魏の後を受けた北周の柱国大將軍府では、参軍事の官命が最も低く、府佐の末端に位置していた。西魏でも北周の柱国大將軍府と同様に、参軍事は府佐の末端（行参軍の上）に位置していたものと思われる。
- ②北魏後半期の記室参軍は、功曹参軍と戸曹参軍の間に位置し、列曹参軍よりも上位にあった。一方、西魏の記室参軍は列曹参軍（外兵）と列曹行参軍（鎧曹）の間に位置していた（趙芬の事例）。一例だけで断定することはできないが、西魏では記室参軍の序列が低下していた可能性が考えられる。

上記の検討結果を踏まえ、大丞相府幕僚の推定序列を示すと以下ようになる。北魏後半期の序列と異なる官は太字・ゴシック体にした。なお、大丞相府幕僚の官品は、北魏の二大（大司馬・大將軍：第一品）府幕僚の官品に相当すると仮定して（ ）内に付した。

長史（従三）、司馬（四上）、諮議参軍（従四上）、従事申郎（五上）、掾・属（従五上）、主簿・録事参軍・功曹参軍・戸曹参軍・倉曹参軍・中兵参軍（六上）、列曹参軍〔外兵・騎兵・長流・城局・刑獄〕（従六上）、**記室参軍（七上？）**・東閣祭酒（七上）・列曹行参軍〔法・鎧・水・田・集・士・墨〕（七上）・**参軍事（七上？）**、行参軍（従七上）

* 司録の官品・序列は不明。北周では長史・司馬に次ぐ第三位。

（2）中外府幕僚の設置

宇文泰は『周書』巻2・文帝紀下の廢帝2年(553)条に、

二年春、魏帝詔太祖去丞相・大行臺、爲都督中外諸軍事。

二年春、魏帝、太祖に詔して丞相・大行臺を去り、都督中外諸軍事と爲す。

とあるように、大丞相にかわって都督中外諸軍事(北魏では従一品)に就任した。しかし、『周書』巻2・文帝紀下の大統元年(535)正月条には、

魏大統元年春正月己酉、進太祖督中外諸軍事・録尚書事・大行臺、改封安定郡王。太祖固讓王及録尚書事。魏帝許之、乃改封安定郡公。

魏大統元年春正月己酉、太祖を督中外諸軍事・録尚書事・大行臺に進め、改めて安定郡王に封ず。太祖、王及び録尚書事を固讓す。魏帝、之を許し、乃ち改めて安定郡公に封ず。

とあり、西魏の建国直後に「督中外諸軍事」に就任したとある。また、孝閔帝元年(557)に作られた「強獨樂造像碑」(「周文王之碑」)⁽¹⁷⁾には、永熙三年(534)に孝武帝が宇文泰を都督中外諸軍事に任命したことが記されている。この問題について祝総斌氏は、宇文泰は大統元年(535)に都督中外諸軍事に就任したが府を開かず、廢帝2年(553)になって府を開いたとする⁽¹⁸⁾。また、呂春盛氏は先行研究を整理したうえで、宇文泰は永熙3年(534)の孝武帝の入關後に都督中外諸軍事となり、孝武帝没後の大統元年(535)正月に文帝の命で再び都督中外諸軍事に就任したが、府を開かなかつたとする。そして、『周書』巻19・宇文貴伝に「十六年、遷中外府左長史」とあることから、大統16年(550)ごろに中外府を開き、廢帝2年(553)に大丞相府・大行台を廢止し、本格的に中外府を設置したとする⁽¹⁹⁾。

表3：西魏中外府幕僚表

官名	人名	任職年代	前任官	後任官	出典
左長史	宇文貴	大統16(550)	夏岐二州刺史	岐州刺史	周19
司馬	達奚寔	廢帝2(553)	大丞相府從事中郎	蕃部中大夫	周29
属	劉志	恭帝元(554)以前	大丞相府墨曹參軍	国子祭酒	周36
	裴鴻	恭帝2(555)以前	大丞相府功曹參軍	輔城公司馬	裴鴻墓誌 裴鴻碑 ⁽²⁰⁾
記室參軍	劉璠	大統17(551)以後	梁・随郡王府長史	黄門侍郎	周42
礼曹參軍	辛彦之	恭帝3(556)以前	起家?	中書侍郎	隋75
參軍事	裴文举	恭帝2(555)以前	大丞相府墨曹參軍	齐国公府司録	周37

中外府は二十四軍を含む軍権の統轄機構である。大丞相府と同様に政策決定を行ったかは不明だが、国政にも関与した可能性が考えられよう。表3は西魏の中外府幕僚就任者をまとめたものである。西魏の中外府幕僚就任者の事例数は少なく、その官名や序列について明確な判断を下す事はできない。表3で注目すべき点は、北魏時代に存在していなかった礼曹参軍が見えることである。礼曹参軍は西魏の大丞相府にも見えない。おそらく、西魏後半期になって新設されたものと思われる。『隋書』巻75・辛彦之伝に、

周太祖見而器之、引爲中外府禮曹、賜以衣馬珠玉。時國家草創、百度伊始、朝貴多出武人、修定儀注、唯彥之而已。

周太祖、見えて之を器とし、引きて中外府禮曹と爲し、賜うに衣馬珠玉を以てす。時に國家草創にして、百度伊れ始め、朝貴多く武人より出で、儀注を修定するは、唯だ彥之あるのみ。とあることから、その職掌が儀礼関係であったことがわかる。

また、西魏の中外府には見えないが、礼曹参軍と同様に西魏後半期になってはじめて登場する参軍に賓曹参軍がある。「宇文（韋）瓘墓誌」⁽²¹⁾には、

釋褐大將軍・中山公府賓曹參軍、俄轉中外府記室曹。

大將軍・中山公府賓曹參軍に釋褐し、俄に中外府記室曹に轉ず。

とあり、中山公（宇文護）府に賓曹参軍が設置されていたことがわかる。宇文護の中山公封爵は大統12年（546）、大將軍就任は大統15年（549）である⁽²²⁾。宇文護は孝閔帝元年（557）正月に晋国公に封じられていることから、韋瓘が中山公府賓曹参軍に就任したのは、大統15年（549）から孝閔帝元年（557）正月の間ということになる。賓曹参軍は西魏の大丞相府・中外府には見えないが、北周の中外府にその名が見える。『隋書』卷46・韋師伝に、

周大冢宰宇文護引爲中外府記室、轉賓曹參軍。師雅知諸蕃風俗及山川險易、其有夷狄朝貢、師必接對、論其國俗、如視諸掌。夷人驚服、無敢隱情。

周の大冢宰宇文護、〔韋師を〕引きて中外府記室と爲し、賓曹参軍に轉ず。師、雅に諸蕃の風俗及び山川の險易を知り、其の夷狄の朝貢有れば、師、必ず接對し、其の國俗を論じ、諸を掌に視るが如し。夷人驚服し、敢えて情を隱すことなし。

とあることから、その職掌が賓客・使節対応であったことがわかる。

賓曹参軍は、礼曹参軍と同様に西魏後半期に登場することから、同時期に設置された可能性が高い。しかし、文献史料に記録がないため、礼曹参軍・賓曹参軍の正確な設置時期は不明である。西魏では、大統12年（546）に北魏以来の六尚書（吏部・殿中・祀部・七兵・都官・度支）三十六曹制を六尚書（吏部・民部・兵部・工部・礼部・刑部？）十二部制に改めた。その際に礼部尚書・礼部郎中・賓部郎中も新設されている⁽²³⁾。この尚書省改革をきっかけに、府佐に礼部・賓部と同名の礼曹参軍・賓曹参軍が設置された可能性もあるが、現段階では推測の域を出ない。

3. 北周時代の霸府幕僚

(1) 宇文護執政期の中外府幕僚

宇文泰は、恭帝3年（556）正月に『周礼』に基づく六官制を施行した。同年10月に宇文泰が没すると、後事を託された甥の宇文護が中外府を掌握し、宇文泰の嫡子の宇文覺を擁立し、翌年（557）正月に北周を建国した。宇文護は保定元年（561）正月に正式に都督中外諸軍事に就任し⁽²⁴⁾、

表 4：北周・都督中外諸軍事府幕僚

官職	姓名	任職年代	前任官 (官命)	兼職 (官命)	後任官 (官命)	出典
長史	叱羅協	保定元(561)	治御正 (正 5)・護府長史	司会中大夫 (正 5)	少保 (正 8)	周 11
	治：叱羅協	天和 6(571)	少傅 (正 8)	治司会中大夫(正 5)	除名	叱羅協墓誌
	陽雄	天和年間?	民部中大夫 (正 5)		江陵總管	周 44
司馬	薛善	保定年間?	民部中大夫 (正 5)		司会中大夫 (正 5)	周 35
	陸逞	天和年間	河州刺史 (7~正 8?)		司会中大夫 (正 5) ・兼納言 (正 5)	周 32
司錄	李昶	武成元(559)	行御伯中大夫(正 5)		御正中大夫 (正 5)	周 38
	尹公正	天和年間?	兵部中大夫(正 5)?		誅殺	周 11
從事中郎	治：高賓	保定年間	益州總管府長史	計部中大夫 (正 5)	太府中大夫 (正 5)	周 37
	梁榮	不明	匠師下大夫 (正 4)		藩部下大夫 (正 4)	周 39
掾	柳帶韋	保定 4(564)	武藏下大夫 (正 4)	武藏下大夫 (正 4)	職方中大夫 (正 5)	周 22
	兼：劉雄	天和 5(570)	駕部中大夫 (正 5)	齊公憲府掾	軍司馬中大夫 (正 5)	周 29
	趙芬	不明	熊州刺史 (7~8?)		吏部下大夫 (正 4)	隋 46
	田仁恭	天和年間?	中外府兵曹參軍		司憲中大夫 (正 5)?	隋 54 田弘墓誌
	陰雲	天和 2(567)?	中外府騎兵曹參軍		并州總管府長史	陰雲墓誌
	豆盧景	不明	不明		不明	豆盧寔墓誌
属	治：劉雄	保定 4(564)	齊右下大夫 (正 4) 治小駕部 (正 4)		駕部中大夫 (正 5)	周 29
戸曹參軍	崔仲方	保定年間	中外府記室參軍	中外府記室參軍	司玉下大夫 (正 4)	崔仲方墓誌
兵曹參軍	田仁恭	天和年間?	掌式中士 (正 2)		中外府掾	隋 54
	段文振	不明	宇文護親信		相州別駕 (正 4)?	隋 60
外兵曹參軍	虞慶則	不明	中外府行參軍		并州總管府長史?	隋 40
騎兵曹參軍	陰雲	保定年間	中外府親信		中外府掾	陰雲墓誌
鎧曹參軍	辛謙	周初	蒲州總管府參軍		前門正領上士 (正 3)	辛謙墓誌
水曹參軍	郭榮	不明	宇文護親信		宣納中士 (正 2)	隋 50 郭榮碑
集曹參軍	趙佺	孝閔帝(557)?	潁陽県令 (3~4?)		御正上士 (正 3)	尉遲佺墓誌
礼曹參軍	楊素	天和年間	中外府記室參軍		司成下大夫 (正 4)	隋 48 楊素墓誌
賓曹參軍	韋師	保定年間	中外府記室參軍	雍州主簿	兵部少府下大夫 (正 4)	隋 46 周 39
樂曹參軍	令狐休	不明	樂安郡守 (5~6?)		燉煌郡守 (5~6?)	周 36
	杜叔毗	保定年間?	都督・輔国將軍		行義婦郡守	周 46
記室參軍	蕭濟	孝閔帝(557)	不明		蒲陽郡守 (5~6?)	周 42
	張肅	明帝初	宣納上士 (正 3)		中山公訓侍讀	周 37
	劉臻	保定年間?	後梁・中書侍郎		露門學士	隋 76
	韋師	保定年間	起家		中外府賓曹參軍	隋 46
	楊素	保定 5(565)	起家		中外府礼曹參軍	隋 48 楊素墓誌
	崔仲方	保定年間	中外府參軍事		中外府戸曹參軍	隋 60 崔仲方墓誌

	宇文弘	天和 4(569)	不明		不明	鄭術墓誌
	牛弘	不明	起家		内史上士 (正 3)	隋 49
	元巖	不明	宣威將軍・虎賁給事		内史中大夫 (正 5) ?	隋 62
	柳弘	不明	起家		内史上士 (正 3)	周 22
	柳彧	不明	起家?		寧州總管掾	隋 62
	崔曠	不明	起家		浙州刺史 (7~8) ?	周 35
	劉行本	不明	起家?		御正中士 (正 2)	隋 62
	韋瓘	不明(周初?)	中山公府賓曹參軍		御伯下大夫 (正 4)	宇文瓘墓誌
參軍事	崔仲方	保定年間	起家		中外府記室參軍	隋 60 崔仲方墓誌
行參軍	虞慶則	不明	起家		中外府外兵參軍	隋 40

王仲筭『北周六典』(中華書局、1979年) 519~524頁、拙稿「北周宇文護執政期再考—宇文護幕僚の人的構成を中心に」(『集刊東洋学』98、2007年)を参照し、諸資料で補って作成⁽²⁵⁾。周：『周書』、隋：『隋書』

天和7年(572)3月に武帝に誅殺されるまで、北周の実権を握り続けた。宇文護誅殺後、中外府は廃止され、皇帝が軍事権を直接掌握することとなった。

では、北周の中外府幕僚の序列・官名は、どのようになっていたのだろうか。中外府幕僚を列挙すると、表4のようになる。北周の中外府には、西魏時代に新設された司録・礼曹參軍・賓曹參軍が置かれていただけでなく、北魏・西魏時代に名前が見えない楽曹參軍も設置されていた。楽曹參軍の設置時期については不明だが、礼曹・賓曹と同時期に設置された可能性が考えられる。楽曹の職掌に関する記載は史料上に見えないが、その名称から音楽(鼓吹)を担当したものと推測できる。また、管見の限り、宇文護執政期の中外府には、府主簿・東西閤祭酒・諸曹參軍の一部(諮議・録事・功曹・倉曹・長流・城局・刑獄・法曹・田曹・士曹・墨曹)就任者が見えない。特に西魏の大丞相府で他の參軍よりも上位にあった諮議參軍・府主簿が見えない点に注意すべきである。府佐の設置状況については、北周末の大丞相府および總管府の府佐を確認した後、再度検討する。

表5：中外府幕僚歴任者表

人名	官歴(中外府幕僚)	出典
崔仲方	參軍事→記室參軍→戸曹參軍	隋 60・崔仲方墓誌
楊素	記室參軍→礼曹參軍	隋 48
韋師	記室參軍→賓曹參軍	隋 46
虞慶則	行參軍→外兵參軍	隋 40
田仁恭	兵曹參軍→掾	隋 54
陰雲	騎兵曹參軍→掾	陰雲墓誌

西魏の大丞相府と同様に中外府幕僚歴任者について見てみると(表5)、崔仲方・楊素・韋師の事例から、記室參軍が戸曹參軍・礼曹參軍・賓曹參軍の下位にあり、崔仲方の事例から、參軍事が記室參軍の下位にあったことがわかる。中外府の參軍事も西魏の大丞相府や柱国大將軍府の參

軍事と同じく、幕僚の末端に位置していたものと思われる。

北周における官品は、『周書』巻2・文帝紀下の廢帝3年正月条に、

始作九命之典、以敘内外官爵。以第一品爲九命、第九品爲一命。

始めて九命の典を作り、以て内外の官爵を敘す。第一品を以て九命と爲し、第九品を一命と爲す。

とあるように、西魏の廢帝3年(554)正月に18段階の官命に改められたことを受けて、正九命が最も高く、一命が最も低かった。例えば『北史』巻30・盧同伝附盧辯伝に基づき、柱国大將軍府の官命を示すと「長史・司馬・司録(正七命)、中郎・掾・属(正五命)、列曹參軍(正四命)、參軍事(正三命)」となる。中外府幕僚の官命は史料に一切記載がない。しかし、前後の就任官職の官命を見ることで、一定程度の傾向をつかむことができる。まず、長史・司馬・司録は、前後の官職が中大夫(正五命)であることから、正五命相当であった可能性が高い。次の従事中郎・掾・属は、前任官が下大夫(正四命)で、後任官が中大夫(正五命)・下大夫(正四命)である事例が多いことから、正四命相当であったと考えられる。柱国大將軍府と同じく、中外府幕僚も長史・司録と従事中郎・属で官命に差があったとみてよいだろう。諸曹參軍は、前後の官職の官命にばらつきがあるが、戸曹・兵曹・騎兵曹・礼曹・賓曹・樂曹は、後任官が下大夫(正四命)または郡守の事例が多い。一方、鎧曹・水曹・集曹の後任官は上士(正三命)や中士(正二命)であり、戸曹・樂曹に比べてやや低い。また、記室は起家官となっている事例が多い。ただし、その後任官は正四命～正二命とばらつきがみられる。上記の検討結果から、中外府では諸曹參軍内で官命に差が存在したように見える。しかし、柱国大將軍府では、諸曹參軍が列曹參軍(正四命)に一括されていたことから、中外府でも列曹參軍に一括されていた可能性がある。かりに一括されていたとするならば、諸曹參軍の官命は後任官が下大夫(正四命)・上士(正三命)の事例が多いことから、正三命相当と思われるが、表5だけで官命を特定することは難しい。この問題については、北周末の大丞相府幕僚を確認した後、再度検討したい。

(2) 北周末の大丞相府幕僚

北周では天和7年(572)3月に、武帝が宇文護を誅殺して親政を開始し、中外府を廃止した。また、宣政元年(578)6月に武帝が没した後も、宣帝が親政を行ったため、霸府は設置されなかった。しかし、大象元年(580)5月に宣帝が没すると、岳父の楊堅が実権を掌握し、左大丞相に就任して府を開いた。さらに楊堅は同年9月に大丞相に就任し、翌年(581)2月10日には相国に就任し、同月14日に皇帝に即位して隋を建国した。楊堅の大丞相府幕僚をまとめると表6のようになる。

これを見ると、宇文護執政期の中外府に見えなかった幕僚のうち、録事參軍・功曹參軍・倉曹

表 6：北周末・大丞相府幕僚

官職	姓名	任職年代	前任官（官命）	兼職（官命）	後任官	出典
長史	鄭訖	580年5月	内史上大夫(正6)	治内史上大夫(正6) 領司会中大夫(正5)	除名後、隆州刺史	隋38
司馬	劉昉	580年5月	御正下大夫(正4)		誅殺	隋38
	高頴	580年9月	大丞相府司録		尚書左僕射兼納言	隋41
司録	高頴	580年5月	内史下大夫(正4)		大丞相府司馬	隋41
	陰雲	580年9月?	大丞相府掾	少司空(正6)	幽州總管	陰雲墓誌
	虞慶則	不明	石州總管		内史監兼吏部尚書	隋1・40
從事内郎	李德林	580年9月	大丞相府属		内史令	隋42
	李鄰	不明	不明		新州刺史?	李麗儀墓誌
掾	陰雲	580年5月	并州總管府長史		大丞相府司録	隋39 陰雲墓誌
	段文振	580年9月?	天官都上士(正3)		衛尉少卿	隋60
	陳茂	580年12月?	上柱国府長史(正7)? 某上士(正3)?		給事黃門侍郎	隋64 陳茂碑
属	李德林	580年5月	御正下大夫(正4)		大丞相府從事内郎	隋42
録事参軍	趙綽	580年5月	掌教中士(正2)		掌朝下大夫(正4)	隋62
功曹参軍	長孫熾	580年5月	御正上士(正3)		稍伯下大夫(正4)	隋51
倉曹参軍	鄭子裕	不明	畢王友		不明	鄭仁礼碑
内兵曹参軍	陸玄	580年5月?	地官府都上士(正3)		不明	周28
外兵曹参軍	于宣道	580年5月?	小承御上士(正3)		内史舍人	隋39
	李圓通	580年12月	隋国公府参軍事	領左親信	内史侍郎	隋64
法曹参軍	韋澄	不明	起家		東京兵部侍郎?	韋頊墓誌
田曹参軍	柳謩之	580年5月?	宣納上士(正3)	諮典籤事	通事舍人	隋47
士曹参軍	楊文悉	580年5月	近師上士(正3)		通事舍人	楊文悉墓誌
礼曹参軍	寇恢	不明	利州總管府属		不明	寇奉叔墓誌
賓曹参軍	柳肅	580年5月?	宣納上士(正3)		太子洗馬	隋47
	崔君綽	不明	不明		不明	周36
樂曹参軍	郭采	580年5月?	司水下大夫(正4)	領蕃部下大夫(正4)	内史舍人	隋50
記室参軍	裴矩	580年5月?	定州總管府記室		給事郎	隋67
	唐直	不明	治行軍元帥府兵曹		平恩県令	唐直墓誌
参軍事	何稠	580年5月?	御師下士(正1)	兼掌細作署	御府監?	隋68
	張祥	不明	不明		并州司馬?	隋71
	岑之象	不明	掌式中士(正2)		尚書虞部員外郎?	周48
典籤	蕭子宝	580年5月?	不明		吏部侍郎?	周42
	張虔威	580年5月?	宣納中士(正2)		并州總管刑獄参軍	隋66
	柳謩之	580年5月?	宣納上士(正3)	本官：丞相府田曹参軍	通事舍人	隋47

王仲萃『北周六典』（中華書局、1979年）16～27頁、呂春盛『閼隴集團の権力結構演變—西魏北周政治史研究』（稻郷出版社、2002年）317～318頁を参照し、諸資料で補正して作成⁽²⁶⁾。周：『周書』、隋：『隋書』

参軍・法曹参軍・田曹参軍・士曹参軍が、大丞相府に設置されていたことがわかる。一方、管見の限り、丞相府にも府主簿・諮議参軍・長流参軍・城局参軍・刑獄参軍・東西閣祭酒・墨曹参軍は見えなかった。

次に大丞相府幕僚の官命についてみていきたい。大丞相府幕僚の前任官を見ると、長史～司録は、前任官が総管や上大夫（正六命）・下大夫（正四命）などであることから、正五命相当であった可能性が高い。従事中郎～属は、前任官が下大夫（正四命）や上士（正三命）であることから、正四命相当であったと推定できる。諸曹参軍は、前任官が上士（正三命）である事例が多いことから、四命～正三命相当ではないかと思われる。参軍事は、前任官が中士（正二命）・下士（正一命）であることから、正二命相当であろう。

中外府幕僚と大丞相府幕僚をあわせみると、北周の覇府幕僚の官命は、長史～司録が正五命相当、従事中郎～属が正四命相当、諸曹参軍が正三命相当、参軍事が正二命相当であったと考えられる。また、表6からは諸曹参軍内で官命に差があった様子は窺えなかった。このことは北周の覇府において、諸曹参軍の官命に差がなかったことを示唆しているのではないだろうか。この問題については、さらに総管府幕僚の事例と合わせて検討したい。

（3）総管府幕僚

中外府・大丞相府の事例だけでは、覇府幕僚の序列や官名を特定することは難しい。そこで本節では、中外府・大丞相府と並んで府佐の登場数の多い総管府について見ていきたい。総管府とは複数の州を統括し、州に対し軍事・行政の監督権を有していた地方軍政組織である⁽²⁷⁾。武成元年（559）正月に都督諸州諸軍事にかわって設置された。この総管府幕僚については、文献史料に断片的に登場するのみで詳細は不明であった⁽²⁸⁾。しかし、保定元年（561）3月に作られた「延寿公碑」⁽²⁹⁾の碑陰に、総管府幕僚が列挙されており、総管府幕僚の官名をある程度特定することが可能となった。

「延寿公碑」は、勳州の治所の玉壁城（現在の山西省稷山县）に建立された勳州総管于寔⁽³⁰⁾の造仏事業を称えた顕彰碑である。現在は稷山县博物館に所蔵されている⁽³¹⁾。碑陰・碑側には、342名の人名が列挙されており、そのうち勳州総管府の幕僚は41名である。「延寿公碑」中の登場順に従って、幕僚を列挙すると「長史・司馬・司録・中郎・掾・属・兵曹・集曹・記室曹・倉曹・戸曹・城局曹・功曹・楽曹・外兵曹・騎兵曹・鎧曹・刑獄曹・法曹・賓曹・田曹・士曹・参軍」のようになる。長史から属までは中外府と同じ序列順である。また、参軍事は幕僚の末端に位置し、就任者も19名おり、柱国大將軍府や中外府と同じく諸曹参軍の下位にあった様子が窺える。官命も諸曹参軍より低かったと思われる。一方、中外府で下位にあった記室参軍が、兵曹参軍・集曹参軍の次に登場するなど、諸曹参軍の序列をうかがうことは難しい。

表 7：總管府幕僚

官職	姓名	總管府名	前任官	後任官	出典
長史	記録多数。王仲華『北周六典』下（中華書局、2007年、初版1979年）623～629頁参照。				
司馬					
司録					
中郎	裴文举	益州總管	齐国公憲府司録	絳州刺史	周 37
	賀蘭頤	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	蔡舒	益州總管	不明	不明	弁正論 4
	韋師	蒲州總管	兵部小府下大夫	賓部下大夫?	周 39 隋 46
	辛德源	相州總管	宣納上士	逃亡	隋 58
掾	乙弗威	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	柳彧	寧州總管	中外府記室	司武上士	隋 62
	封子彦	襄州總管	北齐・鴻臚少卿	不明	封子繪妻王楚英墓誌
	茹洪	鄆州總管	白雲県令	勸西郡守	茹洪墓誌
属	万紐于詮	勳州總管	不明	後に吏部下大夫	延寿公碑
	寇恢	利州總管	不明	大丞相府礼曹参軍	寇奉叔墓誌
功曹参軍	賀蘭礼	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	席淵	靈州總管	起家	領軍司馬長史	席淵墓誌
戸曹参軍	李遠	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	孟公行	□州總管	北齐・参軍事	滁州刑獄参軍	孟公行墓誌
	徐彪	襄州總管	起家	朔州長史	徐彪墓誌
倉曹参軍	趙茂	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	樂運	夏州總管	起家	柱国府記室参軍	周 40
兵曹参軍	孫興国	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	皇甫忍	蒲州總管	隆山県令	行軍總管長史	皇甫忍墓誌
外兵曹参軍	王瑩	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
騎兵曹参軍	劉昕	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
城局曹参軍	万紐于昌	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
刑獄曹参軍	趙道	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
法曹参軍	仇建	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
鎧曹参軍	任暉	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
田曹参軍	傅賓	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
集曹参軍	龐義	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	蘭猷	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
土曹参軍	茹洪	梁州總管	宇文護親信	白雲県令	茹洪墓誌
	万紐于昺	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	謝威	勳州總管?	不明	不明	降魔寺碑
樂曹参軍	普盖	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
記室参軍	侯超	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	柳雄亮	梁州總管	起家?	湖城県令	隋 47
	裴矩	定州總管	北齐・高平王文学	大丞相府記室参軍	隋 67
参軍事	万紐于康	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	万紐于綱	勳州總管	不明	不明	延寿公碑
	程敬	勳州總管	不明	不明	延寿公碑

劉賓	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
郭貴	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
静鸞	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
蔣綜	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
郭綜	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
魏哲	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
緱緒	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
尹曜	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
輔超	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
張休	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
袁景	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
張紹	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
祝貴	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
閻吉	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
解哲	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
侯暉	勳州総管	不明	不明	延寿公碑
權景暉	隴右総管	不明	不明	追遠寺造像記
李暉	隴右総管	不明	不明	庾 7
王幹	亳州総管	起家	大都督?	王幹墓誌
辛謙	蒲州総管	起家	中外府鎧曹参軍	辛謙墓誌

王仲榮『北周六典』（中華書局、1979年）623～629頁を参照し、諸資料で補正して作成⁽³²⁾。

周：『周書』、隋：『隋書』、弁正論：『弁正論』卷4・十代奉仏篇下（『大正新修大藏經』卷52）、庾：『庾子山集注』卷7・齊王進赤雀表

「延寿公碑」も含め、総管府幕僚の事例をまとめると表7のようになる。管見の限り、総管府には北魏・西魏に置かれていた府主簿・諮議参軍・録事参軍・長流参軍・水曹参軍・墨曹参軍や、中外府に置かれていた礼曹参軍が見えない。しかし、水曹・礼曹は中外府（表4）・大丞相府（表6）・王公府⁽³³⁾に確認できることから、総管府にも置かれていたと思われる。また、録事参軍は北周末の大丞相府（表6）に確認できるが、中外府・王公府などには見えない。楊堅が大丞相府を開いたときに設置した可能性もあり、中外府や総管府にも置かれていたとは断定できない。現時点では保留にしておきたい。「延寿公碑」の総管府幕僚の序列を見てみると、長史から属までは序列順であったが、諸曹参軍からは序列をうかがうことができなかった。既に検討したように大丞相府でも諸曹参軍の官命に明確な差を見出すことができなかった。おそらく北周では、柱国大將軍府のみならず、中外府や総管府も諸曹参軍を列曹参軍と一括し、官命の差を設けていなかったのではないだろうか。そのため、明確な序列が形成されなかったのであろう。しかし、既述した通り、中外府では記室参軍が戸曹参軍・礼曹参軍・寶曹参軍の下位にあったことから、列曹参軍内でもある程度の序列は存在したと考えられる。

（4）北周の覇府幕僚の官名・序列・官命

中外府・大丞相府・総管府の事例を中心に北周の覇府幕僚の官名・序列・官命などを特定すると次のようになる。まず、北周では功曹参軍・戸曹参軍・倉曹参軍・列曹参軍・列曹行参軍などの区別がなくなり、参軍全てが列曹参軍に一括されていた可能性が高い。また、西魏時代に新設された司録や礼曹参軍（職掌：儀礼）・賓曹参軍（職掌：使節対応）・楽曹参軍（職掌：音楽・鼓吹）が設置されていた。その一方、管見の限り、中外府・大丞相府・総管府・王公府・柱国大將軍府などにおいて、諮議参軍・府主簿・祭酒・長流参軍・墨曹参軍の存在を確認することができなかった。西魏の大丞相府では、諮議参軍・府主簿は他の参軍よりも上位にあった。にも関わらず、北周において諮議参軍・府主簿は一例も見えないのである。このことから諮議参軍・府主簿は、廃止された可能性が高いと思われる⁽³⁴⁾。また、長流参軍（職掌：刑獄）・墨曹参軍（職掌：法務）も、刑獄参軍・法曹参軍と職掌が重複していたため廃止されたと考えられる。北周の後を受けた隋に長流参軍・墨曹参軍が存在しないことも傍証となろう。

西魏と北周では参軍の序列にも変化が見られた。中外府幕僚歴任者表（表5）から、記室参軍の序列が西魏時代よりもさらに低下し、戸曹参軍・礼曹参軍・賓曹参軍の下位にあった様子が窺える。既に述べたように、北周では諸曹参軍が列曹参軍に一括されていた可能性が高い。あくまで、列曹参軍内の序列において、記室参軍が下位に位置していたのであろう。また、表5や「延寿公碑」の記述から、参軍事が列曹参軍の下に位置していたことがわかる。

中外府・大丞相府幕僚の官命については、前後の就任官職を検討した結果、長史～司録が正五命（中大夫）相当、従事中郎～属が正四命（下大夫）相当、列曹参軍が正三命（上士）相当、参軍事が正二命（中士）相当であったと考えられる。ただし、北周では勲官や勲官府佐などの武官系統の官命が、中央官僚（六官制）の官命よりも高く設定されていた⁽³⁵⁾ことから、中外府幕僚の官命もより高かった可能性がある。本稿での検討結果は、あくまで前後の就任官職（主に六官制）と比較し、六官制の官命に換算した結果を示したものである。

これまでの検討を踏まえ、北周の幕僚の官名・序列をまとめると、次のようになる。ただし、列曹参軍内の正確な序列は不明である。ここでは、かりに記室参軍を列曹参軍の末端とし、西魏末に新設された礼曹・賓曹・楽曹を騎兵曹の下に置いた。

長史・司馬・司録（正五命相当）、従事中郎・掾・属（正四命相当）、列曹参軍〔録事(?)・功曹・戸曹・倉曹・兵曹・外兵・騎兵・礼曹・賓曹・楽曹・城局・刑獄・法曹・鎧曹・水曹・田曹・集曹・土曹・記室〕（正三命相当）、参軍事（正二命相当）、行参軍（正一命相当?）

4. おわりにかえて—北齊・隋の府佐との比較—

本稿では、西魏・北周の覇府幕僚就任者を列挙し、その官名・序列・官品（官命）を検討してきた。その検討結果をまとめると次のようになる。

- ①西魏時代に司録・礼曹参軍・賓曹参軍・楽曹参軍が新設され、北周にも引き継がれた。
- ②北周の中外府・大丞相府・総管府・王公府などには、諮議参軍・府主簿・祭酒・長流参軍・墨曹参軍の存在が確認できない。これらの府佐は廃止された可能性が高い。
- ③北魏時代に功曹参軍に次ぐ位置にあった記室参軍の序列は徐々に低下し、西魏では列曹参軍と列曹行参軍の間に位置し、北周では列曹参軍の末端に位置するようになった。また、北魏時代に列曹参軍と列曹行参軍の間に位置していた参軍事は、西魏時代に列曹行参軍の下位に位置するようになり、北周時代には官命も列曹参軍より低くなった。
- ④北魏・西魏の諸曹参軍は細かく区分され、官品も異なっていたが、北周ではそうした区別がなくなり、諸曹参軍は列曹参軍に一括された。
- ⑤北周の中外府・大丞相府幕僚の官命は、長史～司録が正五命相当、従事中郎～属が正四命相当、列曹参軍が正三命相当、参軍事が正二命相当であったと考えられる。
- ⑥北魏から北周に至る参軍序列の変化を示すと以下ようになる。

・北魏の二大府幕僚序列

長史（従三）、司馬（四上）、諮議参軍（従四上）、従事中郎（五上）、掾・属（従五上）、主簿・録事参軍・功曹参軍・**記室参軍**・戸曹参軍・倉曹参軍・中兵参軍（六上）、列曹参軍〔外兵・騎兵・長流・城局・刑獄〕（従六上）、祭酒・**参軍事**・列曹行参軍〔法曹・鎧曹・水曹・田曹・集曹・土曹・黜曹〕（七上）、行参軍（従七上）

・西魏の大丞相府幕僚序列

* 司録設置。記室参軍・参軍事の地位低下。

長史（従三）、司馬（四上）、（司録？）、諮議参軍（従四上）、従事中郎（五上）、掾・属（従五上）、主簿・録事参軍・功曹参軍・戸曹参軍・倉曹参軍・中兵参軍（六上）、列曹参軍〔外兵・騎兵・長流・城局・刑獄〕（従六上）、**記室参軍（七上？）**・祭酒（七上）・列曹行参軍〔法曹・鎧曹・水曹・田曹・集曹・土曹・墨曹〕（七上）、**参軍事（七上？）**、行参軍（従七上）

・北周の覇府幕僚序列

* 礼曹・賓曹・楽曹設置。諮議・主簿・祭酒・長流・墨曹は廃止？

長史・司馬・司録（正五命相当）、従事中郎・掾・属（正四命相当）、列曹参軍〔録事(?)・功曹・戸曹・倉曹・兵曹・外兵・騎兵・礼曹・賓曹・楽曹・城局・刑獄・法曹・鎧曹・水曹・田曹・集曹・土曹・**記室**]（正三命相当）、**参軍事**（正二命相当）、行参軍（正一命相当?）

北周では、職掌の重複する参軍の一部を廃止し、諸曹参軍を列曹参軍に一括するなど、府佐制度の整理を進めていた。また府佐の序列にも変化が生じていた。その背景については様々な要因が考えられる。まず西魏・北周の官制改革における単純化志向との関係があげられる。例えば『周礼』に基づく六官制の導入については様々な指摘がなされているが、川本芳昭氏が述べているように、西魏・北周の支配者である胡族にとって、『周礼』の構成が「プリミティブであるだけに受

け入れやすいものであった」ことも大きな要因の一つであったことは間違いない⁽³⁶⁾。さらに北周では地方行政においても州佐と府佐の区別が廃止されている⁽³⁷⁾。これらと同様に府佐制度も、北魏の複雑な制度から、よりシンプルな制度に改められたのではないだろうか。また、西魏・北周では府主簿・祭酒が廃止され、記室参軍の序列が下がったように文事を扱う府佐の地位が低下したが、これは軍事優先の時代状況を反映したものと思われる。礼曹・賓曹・楽曹といった儀礼にまつわる参軍が設置された点については、西魏・北周が『周礼』に基づく六官制を採用し、全ての政令を「礼」に包括したように、「礼」を重視⁽³⁸⁾していたことと関係している可能性がある。府佐制度の変更背景については、より研究を深める必要がある。今後の課題としたい。

最後に北周の覇府幕僚と北齊・隋の府佐の官名・序列をおおまかに比較し、北魏から隋に至る府佐の継受状況を明らかにしたい。北齊には三師（太師・太傅・太保）・二大（大司馬・大將軍）・三公（太尉・司徒・司空）・開府儀同三司・州刺史などに府佐が置かれた。このうち、三師～三公（官品は一品）府の幕僚の序列を示すと次のようになる⁽³⁹⁾。

長史（従三・正四）、司馬（正四）、諮議参軍（従四）、従事中郎（正五）、掾・属（従五）、主簿・録事参軍・功曹参軍・記室参軍・戸曹参軍・倉曹参軍・中兵参軍（正六）、列曹参軍〔外兵・騎兵・長流・城局・刑獄〕（従六）、東西閣祭酒・参軍事・列曹行参軍〔法曹・墨曹・田曹・水曹・鎧曹・集曹・士曹〕（正七）、行参軍（従七）

北齊の三師～三公府幕僚の序列・官名は、黙曹が墨曹に改名された外は北魏の二大府幕僚と全く同じである。官品もほぼ一致する。また、三公の下位にあった開府儀同三司（従一品）では、記室・倉曹・城局・田曹・水曹・鎧曹・士曹が設置されておらず、北魏よりも設置された府佐の数が少ない。北齊でも府佐の設置数は減少傾向にあったことがわかる。

隋文帝期の府佐についてまとめると表8のようになる。隋は都督中外諸軍事・大丞相を廃止し、『隋書』巻28・百官志下に、

三師、不主事、不置府僚。……三公参議國之大事、依後齊置府僚。……尋省府及僚佐。

三師、事を主らず、府僚を置かず。……三公、議國の大事に参じ、後齊に依りて府僚を置く。

……尋いで府及び僚佐を省く。

とあるように、三師（太師・太傅・太保）に府佐を置かず⁽⁴⁰⁾、三公（太尉・司徒・司空）も建国当初こそ府佐を置いたが、文帝期のうちに府佐を廃止している⁽⁴¹⁾。そのため、隋には覇府になりうる官職は設置されていなかった。

隋文帝期で最も府佐の多い親王府の府佐の官名・序列・官品は、次の通りである。

長史・司馬（従四）、諮議参軍（正五）、掾・属（正六）、主簿・録事参軍・功曹参軍・記室参軍・戸曹参軍・倉曹参軍（従六）、諸曹参軍〔兵曹・騎兵・城局〕（正七）、東西閣祭酒・参軍事・諸曹行参軍〔法曹・田曹・水曹・鎧曹・士曹〕（従七）、行参軍（正八）

表 8：隋文帝期府佐

	長史	司馬	諮議參軍	掾	屬	主簿	録事參軍	功曹參軍	記室參軍	戸曹參軍	諸曹參軍				諸曹行參軍						長兼行參軍			
											倉曹參軍	兵曹參軍	騎兵曹參軍	城局參軍	東西閣祭酒	參軍事	法曹行參軍	田曹行參軍	水曹行參軍	鎧曹行參軍		士曹行參軍	行參軍	
王府	親王	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	6	8
	嗣王・郡王	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1		12	
三公		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1		1	1	11	
勳官	上柱国	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1		12	
	柱国	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1		1	1	11	
	上大將軍	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1				1	10	
	大將軍	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					10	
	上開府儀同三司	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1							10	
	開府儀同三司	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1		1					8	
	上儀同三司	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1							6	
	儀同三司	1	1						1	1		1	1	1	1	1		1					3	
禁衛	左右武衛大將軍	1	1				1	1			1	1	1	1	1		1			1		8		
	左右衛大將軍	1	1				1	1			1	1	1	1	1		1			1		6		
	左右武侯大將軍																							
	左右衛開府	1	1				1				1	1	1	1	1		1					3		
	左右領左右大將軍	1	1				1				1	1	1	1	1						1			
	左右監門將軍	1	1				1				1	1	1	1	1						1		4	
	左右領軍府	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1		1			1		16		
	太子左右衛率	1	1				1	1			1	1	1	1	1		1			1		4		
	太子左右虞候開府	1	1				1				1	1	1	1	1		1			1		3		
	太子左右內率	1	1								1	1	1	1	1					1		3		
太子左右監門率	1	1								1	1	1	1	1					1		3			
州刺史	1	1				1	1			1	1	1	1	1		1					1	1?		

*数字は設置人数。『隋書』卷 28・百官志下をもとに作成⁽⁴²⁾。

その序列は、北魏後半期の二大府や・北斉の三師～三公府の序列とほぼ同じである。さらに北魏後半期・北斉と同様に、列曹參軍と列曹行參軍を明確に区別しており、西魏・北周で設置された司録・礼曹參軍・賓曹參軍・樂曹參軍が存在しない。これらのことから隋文帝期の府佐は、基本的に北斉の制度を採用していることがわかる。また、隋文帝期に設置された府佐は、王府・勳官・禁衛などで大きな違いがあり、勳官では官品が下がるごとに府佐が減少していった⁽⁴³⁾。北斉でも官職ごとに府佐の設置数が異なっており、この点でも北斉の制度を踏まえていることがわかる。しかし、隋文帝期の親王府には長流參軍・刑獄參軍・墨曹參軍・集曹參軍が見えず、外兵參軍と中兵參軍が兵曹參軍に統合されていた。これらのことから、隋は北周の府佐整理の流れも継承していたものと思われる。また隋では、王府(嗣王・郡王)・三公・勳官の府佐の官品を北斉で創出された視品(陪臣の品階)とした⁽⁴⁴⁾。この点について李錦繡氏は、王公貴族の私属勢力の地位低下を意味し、南北朝から隋代にかけて徐々に中央集権化が進められた結果、貴族の勢力が低下

したことのあらわれとする⁽⁴⁵⁾。

さらに、隋では『隋書』巻28・百官志下の開皇三年の地方制度改革の条に、

佐官以曹爲名者、並改爲司。

佐官の曹を以て名と爲す者、並びに改めて司と爲す。

とあるように、開皇3年(583)に州刺史幕僚の某曹參軍(功曹・戸曹・兵曹・法曹・士曹)を司某參軍(司功・司戸・司兵・司法・司士)と改称している⁽⁴⁶⁾。この条は隋の王府・禁衛・勳官などの參軍が改称されたことを示す史料ではないが、『隋書』巻28・百官志下の煬帝官制や『通典』巻31・職官13・歷代王侯封爵に、

王府諸司參軍、更名諸司書佐。

王府の諸司參軍、名を諸司書佐に更む。

とあるように、大業3年(607)の煬帝の官制改革時に、王府の參軍の名称は既に司某參軍であった。また、煬帝期の禁衛である十二衛には録事參軍と司倉・司兵・司騎・司鎧參軍が設置された⁽⁴⁷⁾。これらのことから、開皇3年(583)以後、王府や禁衛でも某曹參軍が司某參軍に改称されたものと思われる⁽⁴⁸⁾。隋は北齊の府佐を基本としつつも、北齊・北周の制度を巧みに織り交ぜ、參軍の名称も変更して、新しい府佐制度を創出したのである。

なお、隋代に廃止された礼曹・賓曹參軍は、義寧元年(617)12月～2年(618)3月に設置された李淵の丞相府と義寧2年(618)3月～5月に設置された相國府に登場する。『文苑英華』巻686・勸諭下・爲蜀道安撫壽光公王季卿與王仁壽書一首には「其子〔賀若〕懷廊今任光祿大夫・相府禮曹參軍、次子渠師相府賓曹參軍。」とあり、「姜謩墓誌」にも、

京城清定、遷光祿大夫、轉相國府賓曹參軍事。

京城清定し、光祿大夫に遷り、相國府賓曹參軍事に轉ず。

とある⁽⁴⁹⁾。李淵は太原での挙兵後、『旧唐書』巻42・職官志1に、

高祖發迹太原、官名稱位、皆依隋舊。

高祖、迹を太原に發するや、官名稱位、皆隋の舊に依る。

とあるように、隋の官職を用いていた。しかし、隋には礼曹・賓曹參軍が存在せず、丞相・相國自体も設置されていないことから、李淵の丞相府・相國府幕僚は、北周末の大象2年(580)9月から大定元年(581)2月まで置かれた楊堅の大丞相府、さらには大定元年(581)2月10日から14日まで置かれた相國府を参考に設置されたと考えられる。李淵の丞相府・相國府を最後に礼曹・賓曹參軍は姿を消し、再び設置されることはなかった。

本稿では、西魏・北周の覇府幕僚の官名・序列・官命(官品)を明らかにした後、北齊・隋の府佐と比較し、北魏から隋に至る府佐制度の沿革を示した。しかし、基礎的考察に終始し、北周の中外府の機能や六官制との関係といった実際の運用状況について検討することができなかった。

また、府佐制度の変更背景や、北齊や隋の府佐制度については概要を指摘するに留まらざるを得なかった。これらの問題については今後の課題としたい。

註

- (1) 陶賢都『魏晋南北朝覇府与覇府政治研究』（湖南人民出版社、2007年）参照。府佐の新政権への横滑り現象の具体例については、石井仁「南朝における隨府府佐—梁の簡文帝集團を中心として—」（『集刊東洋学』53、1985年）、同「梁の元帝集團と荊州政權—「隨府府佐」再論—」（『集刊東洋学』56、1986年）参照。
- (2) 谷川道雄「兩魏齊周時代の覇府と王都」（『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1998年、初出1988年）、藤井律之「北朝皇帝の行幸」（前川和也・岡村秀典編『国家形成の比較研究』学生社、2005年）参照。
- (3) 谷川道雄「府兵制国家と府兵制」（前掲註2谷川書、初出1986年）参照。また、西魏の覇府については、氣賀澤保規「丁兵制の性格とその展開」（『府兵制の研究—府兵兵士とその社会—』同朋舎出版、1999年、初出1987年）も言及している。西魏時代に大丞相府と並んで政權運営の中枢にあった宇文泰の大行台については、前島佳孝氏の詳細な研究がある。前島佳孝「西魏宇文泰の大行台について」（中央大学文学部東洋史研究室編『池田雄一教授古稀記念アジア史論叢 中央大学アジア史研究32』白東史学会、2008年）参照。
- (4) 呂春盛『閔隴集團的権力結構演変—西魏北周政治史研究—』（稻郷出版社、2002年）112～113頁、317～318頁（楊堅の大丞相府）、前掲註1陶賢都書192～196頁参照。
- (5) 拙稿「北周宇文護執政期再考—宇文護幕僚の人的構成を中心に—」（『集刊東洋学』98、2007年）参照。
- (6) 前掲註3前島論文参照。
- (7) 王仲犛『北周六典』（中華書局、2007年、初版1979年）16～27頁、519～524頁、562～568頁、623～629頁、637～653頁参照。
- (8) 柱国大將軍府幕僚の官命は「長史・司馬・司録（正七命）、中郎・掾・属（正五命）、列曹參軍（正四命）、參軍事（正三命）」である。柱国大將軍府には、主簿が置かれていなかった。前掲註7『北周六典』参照。なお、『北史』卷30・盧同伝附盧辯伝によると、驃騎・車騎大將軍（九命）から伏波・車騎將軍（五命）にも府佐が置かれていた。また、州刺史にも長史・司馬・司録・列曹參軍が設置されていたが、呼葉・別駕・治中・州主簿などの州佐系官職も併置されており、府佐と州佐の区別がなくなったとされている。嚴耕望『中国地方行政制度史・乙部・魏晋南北朝地方行政制度』下（中央研究院歴史語言研究所、1997年、初出1963年）第四章「州府僚佐」参照。

- (9) 宮崎市定『宮崎市定全集 6 九品官人法』(岩波書店、1992年、初出1956年) 324~339頁参照。
- (10) 拙稿「北魏後半期の州府僚佐一「山公寺碑」を中心に」(『東洋学報』91-2、2009年)参照。
- (11) 『魏書』卷113・官氏志参照。なお、將軍府と二大府では、設置された官職や序列(府主簿の位置)が一部異なる。
- (12) 『周書』卷1・文帝紀上・永熙3年8月条に丞相就任の記事があり、『周書』卷2・文帝紀下・廢帝2年に「魏帝詔太祖去丞相・大行臺、爲都督中外諸軍事(魏帝、太祖に詔して丞相・大行臺を去らしめ、都督中外諸軍事と爲す)」とある。また、『周書』卷11・宇文護伝には「自太祖爲丞相、立左右十二軍、總屬相府(太祖の丞相と爲りてより、左右十二軍を立て、總べて相府に屬す)」とあり、丞相府が二十四軍を統轄したことが記されている。
- (13) 前掲註3前島論文参照。北魏後半期の尚書省については、嚴耕望「北魏尚書制度考」(『歷史語言研究所集刊』18、1948年)、嚴耕望「北魏尚書制度」(『嚴耕望史學論文選集』下、中華書局、2006年、初出1977年)、祝綵斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中國社會科學出版社、1990年)、陳琳国『魏晉南北朝政治制度研究』(文津出版社、1994年)参照。
- (14) 北魏前期において丞相は常置の官職ではなかったが、『魏書』卷113・官氏志に「舊制、有大將軍、不置太尉、有丞相、不置司徒。(舊制、大將軍有り、太尉を置かず、丞相有り、司徒を置かず。)」とあるように、三公の司徒に匹敵する官職として度々設置された。兪鹿年『北魏職官制度考』(社會科學文獻出版社、2008年) 51~52頁、245頁参照。
- (15) 「郭敬宗墓誌」は、氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在綜合目錄(增訂版)』(汲古書院、2009年) No.1665参照。「長孫儉神道碑」の録文は、庾信撰・倪璠注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、1980年) 卷13参照。「叱羅協墓誌」の拓本・録文は、毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』10冊(線裝書局、2008年) 282~286頁、拙稿「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察—宇文護時代再考の手がかりとして—」(『文學研究論集』〈明治大・院・文〉23、2005年)参照。「寇郁墓誌」の拓本・録文は、王其禕・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』(線裝書局、2007年) ②8~9頁参照。「宇文(薛)端墓誌」の拓本は、中國國家圖書館碑帖菁華HP「宇文端墓誌」参照。「梁暄墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①1~5頁参照。「裴鴻碑」の拓本・録文は、山西省考古研究所『山西碑碣』(山西人民出版社、1997年) 37~39頁参照。「陸逞神道碑」の録文は、庾信撰・倪璠注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、1980年) 卷13参照。「趙芬碑」の録文は、『文館詞林』卷452・碑32・百官22・將軍2参照。「趙保隆墓誌」は、『新版唐代墓誌所在綜合目錄(增訂版)』No.2639参照。ただし、「趙保隆墓誌」の本文には周太祖記室とあり、大丞相府とは断定できない。「趙慎墓誌」の拓本・

録文は、『隋代墓誌銘彙考』①353～356 頁参照。「李制墓誌」は、『新版唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』No.3 参照。「延寿公碑」の拓本は、藤原楚水『増訂寰宇貞石函』（興文社、1939 年）第 2 巻 224～225 頁参照。「尉遲（趙）佺墓誌」の録文は、張維編『隴右金石録』（『石刻史料新編』第 1 輯 21、新文豊出版公司、1977 年所収）参照。「司馬融墓誌」の拓本・録文は、羅火金・劉剛州「隋代司馬融墓志考」（『中原文物』2009-3）参照。「韋彧妻柳敬憐墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』8 冊 213～215 頁参照。「楊君墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』③282～285 頁参照。『隋代墓誌銘彙考』は楊文偉と推定している。

- (16) 王仲華氏は、『資治通鑑』巻 174・陳紀 8・宣帝太建十二年五月条の胡三省注の「司録、總録一府之事（司録、一府の事を總録す）」と『周書』巻 25・李賢伝附李植伝の「在太祖時、已爲相府司録參軍掌朝政。（太祖の時に在りて、已に相府司録と爲り、朝政を參掌す。）」（王氏は軍を衍字とする）という記事を根拠とする。前掲註 7『北周六典』17 頁参照。また、嚴耕望氏は、『周書』巻 38・元偉伝の「及尉遲迥伐蜀、以偉爲司録。書檄文記、皆偉之所爲。（尉遲迥、蜀を伐つに及び、偉を以て司録と爲す。書檄文記、皆偉の爲す所なり。）」によって、北周の総管府の司録が文書を掌っていたとする。前掲註 8 嚴耕望書 601 頁参照。
- (17) 前島佳孝「『周文王之碑』の試釈と基礎的考察」（中央大学人文科学研究所編『档案の世界』中央大学出版部、2009 年）参照。
- (18) 祝総斌「都督中外諸軍事及其性質・作用」（『材不材齋文集—祝総斌學術研究論文集下編 中国古代政治制度研究』2006 年、初出 1989 年）参照。
- (19) 呂春盛「宇文泰任都督中外諸軍事年代考」（前掲註 4 呂春盛書 367～376 頁）の整理によると、宇文泰の都督中外諸軍事就任時期については三説ある。①『周書』文帝紀下の大統元年（535）正月条および『周書』宇文貴伝の記事を誤記とし、廢帝 2 年（553）に初めて就任したとする説。浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」（『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966 年、初出 1938・39 年）など。②大統元年（535）に就任したが、大統 3 年（537）に辭職し、廢帝 2 年（553）に再任したとする説。前掲註 3 氣賀澤論文。氣賀澤保規氏は、『周書』巻 1・文帝紀下・大統 3 年（537）6 月条の「太祖請罷行臺、帝復申前命。太祖受録尚書事、餘固讓、乃止。（太祖、行臺を罷めんことを請うも、帝、復た前命を申ぬ。太祖、録尚書事を受くるも、餘は固讓し、乃ち止む。）」という記事に対し、「三年、かれが「罷」めると申し出たのは、大行台でなく都督中外諸軍事の誤り」ではないかとする。また、『周書』宇文貴伝の記事についても「官名もしくは就任時の誤記」の可能性を指摘している。③大統元年（535）正月より廢帝 2 年（553）まで一貫して在任していたとする説。前掲註 2 谷川論文、前掲註 18 祝総斌論文など。呂春盛説は③説に補正を加えたものである。

なお、雷家驥「從督軍制・都督制發展論西魏北周之統帥權」(『中国中古史研究』8、2008年)は、宇文泰は大統元年(535)に「督中外諸軍事」に就任して府を開き、廢帝2年(553)に「都督中外諸軍事」に就任したとする。しかし、『北史』卷9・周本紀上の大統元年(535)条では「都督中外諸軍事」となっていることや、大統16年(550)以前に中外府幕僚が存在したことを示す記事が存在していないことから、雷氏の説は成り立ち難いと思われる。

- (20) 「裴鴻墓誌」の拓本・録文については、『隋代墓誌銘彙考』①341～345頁参照。また、「裴鴻碑」については、前掲註15参照。「裴鴻碑」には長寧郡守就任後、「乃□□大丞相府功曹參軍事、加持節・帥都督・中軍將軍・右金紫光□□□」とあり、中外府属に就任したという記述は見えない。「裴鴻碑」は上半分の摩滅が激しく、文字が読み取れない。摩滅箇所には中外府属就任に関する記述が存在した可能性がある。ここでは、大丞相府功曹参軍から中外府属に異動したとする。
- (21) 「宇文(韋)瓘墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10冊309～311頁参照。
- (22) 『周書』卷11・宇文護伝、『北史』卷57・周宗室・宇文護伝参照。なお、『北史』は宇文護の中山公封爵を大統13年(547)とする。
- (23) 石冬梅「論西魏尚書の改革」(『魏晉南北朝隋唐史』2008-3、原載『許昌学院学報』27-1、2008年)参照。ただし、文献史料には、六尚書十二部制に改めたという記述があるのみで、設置された官職の名称は記されていない。石氏は、『周書』中の記述から、「蕃・兵・虞・民・吏・計・礼」の七部の存在を確認し、残りの五部については、北周六官制に見える「刑・工・膳・駕・賓」部が該当すると述べている。しかし、司樂中大夫も保定4年(564)に樂部中大夫と改名されている。この樂部が十二部に含まれていた可能性もあろう。
- (24) 前掲註18祝総斌論文、前掲註19雷家驥論文参照。一方、呂春盛「宇文護任都督中外諸軍事年代考」(前掲註4呂春盛書377～384頁)は、宇文護は宇文泰の死後または孝閔帝即位後に都督中外諸軍事に就任し、561年には前命を重ねて受けただけであるとする。
- (25) 「叱羅協墓誌」については、前掲註15参照。「田弘墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10冊287～290頁参照。「陰雲墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①110～115頁、楊宏毅「隋《陰雲墓誌》考」(『碑林集刊』13、2008年)、韓昇「新発見隋代陰壽の墓誌」(『汲古』56、2009年)参照。陰雲の事績については楊論文の方が正確である。「豆盧寔墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』④346～352頁参照。「崔仲方墓誌」の拓本・録文は、堀井裕之「唐・李百葉撰「崔仲方墓誌」の分析—入閔博陵崔氏の性格をめぐって—」(氣賀澤保規主編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年)参照。「辛謙墓誌」の拓本・録文は、柳秀芳「唐《辛謙墓誌》考略」(『碑林集刊』12、2006年)参照。郭榮碑の録文は、『全唐文補遺』5(三秦出版社、1998年)94頁参照。「尉遲(趙)

「姪墓誌」については、前掲註 15 参照。「楊素墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』③ 241～246 頁参照。「鄭術墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10 冊 235～237 頁参照。「宇文（韋）瓘墓誌」については、前掲註 21 参照。

(26) 「陰雲墓誌」については、前掲註 25 参照。「李麗儀墓誌」の拓本・録文については、『隋代墓誌銘彙考』① 142～146 頁参照。「陳茂碑」の録文については、『金石萃編』卷 39・陳茂碑（『石刻史料新編』第 1 輯 1、新文豊出版公司、1977 年所収）参照。「鄭仁礼碑」の録文については、周紹良主編『全唐文新編』第 4 卷（吉林文史出版社、2000 年）2501～2502 頁参照。「韋頊墓誌」については、『新版唐代墓誌所在総合目録』No.2696 参照。「楊文慈墓誌」の拓本・録文については、『隋代墓誌銘彙考』③ 96～100 頁参照。「寇奉叔墓誌」の拓本・録文については、『隋代墓誌銘彙考』① 58～65 頁参照。「唐直墓誌」の拓本・録文については、『隋代墓誌銘彙考』⑤ 371～373 頁参照。

(27) 前掲註 8 嚴耕望書 529～534 頁、中村淳一「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」（『立正大学東洋史論集』4、1991 年）、張鶴泉「北周総管的権力及国家征討制度関係問題考略」（吉林大学古籍研究所編『“1～6 世紀中国北方边疆・民族・社会国際学術研討会”論文集』科学出版社、2008 年）参照。

(28) 前掲註 8 嚴耕望書 599～602 頁には、総管府僚佐として、長史・司馬・司録・記室・中郎・列曹参軍などをあげるのみである。

(29) 碑陽の拓本・録文は、顔娟英主編『北朝仏教石刻拓片百品』（中央研究院歴史語言研究所、2008 年）176～177 頁参照。碑陰・碑側の拓本写真は、前掲註 15 藤原楚水『増訂 寰宇貞石図』参照。他にも著録はあるが、碑陰・碑側の録文はない。筆者は 2008 年 1 月 31 日に淑徳大学書学文化センターで「延寿公碑」（碑陽・陰・側）の拓本を閲覧し、録文を作成した。「延寿公碑」の存在については、龍谷大学アジア仏教文化研究センター研究員倉本尚徳氏にご教示いただいた。また、淑徳大学書学文化センターでの拓本閲覧に関しては、書学文化センター長小川博章准教授のご協力を得た。録文作成に際しては、倉本尚徳氏・明治大学大学院生の石野智大氏の助力を得た。記して深謝申し上げたい。

(30) 「延寿公碑」中の于寔の官職は「使持節・大將軍・大都督・勳州・汾州・絳州・晉州・建州・玉壁城……姚襄城諸軍事・勳州刺史」であり、勳州総管の名は見えない。しかし、武成元年（559）に都督諸州諸軍事にかわって総管が置かれたことや、「姬威墓誌」中の姬肇の官職である「勳晉絳建四州諸軍事・勳州總管」と統括範囲がほぼ一致すること、碑陰第 2 層 35 行目に「捻縮（＝総管）學助教楊寶」が見えることから、于寔が勳州総管であった可能性は高い。歴代の勳州総管は、長孫澄（559～明帝期）・韋孝寛（563 以前～577）であることから、于寔の在任時期は明帝期～保定初である。前掲註 7『北周六典』782～785 頁参照。

「姬威墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』④66～71頁、伊藤誠浩「隋大業六年「姬威墓誌」に関する一考察」（氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年）参照。

- (31) 吳均『三晋石刻総目・運城地区巻』（山西古籍出版社、1998年）235頁、国家文物局主編『中国文物地図集（山西分冊）』（中国地図出版社、2006年）下巻1115頁参照。
- (32) 「延寿公碑」については、前掲註15・29参照。「封子絵妻王楚英墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①38～43頁参照。「茹洪墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①18～22頁参照。寇奉叔墓誌の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①58～65頁参照。「席淵墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』②332～335頁参照。「孟公行墓誌」については、『新版唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』No.104参照。「徐彪墓誌」については、『新版唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』No.123参照。なお、「徐彪墓誌」には総管府戸曹参軍で起家した時期の王朝の記載がないが、生没年が大統8年（542）頃～開皇19年（599）であることから、北周時代に起家したものと思われる。「皇甫忍墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①357～360頁参照。降魔寺碑の著録は、欧陽棐撰『集古目録』巻4（『石刻史料新編』第1輯24、新文豊出版公司、1977年所収）参照。追遠寺造像記の録文は、韓理洲等輯校『全北齐北周文補遺』（三秦出版社、2008年）80頁参照。王幹墓誌の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』②325～328頁参照。辛謙墓誌については、前掲註25参照。なお、前掲註7『北周六典』628頁は、開皇5年（585）に作られた「惠鬱造像記」中の「前定州賛治・并州惣管府戸曹参軍・博陵人崔子石」を北周の事例としている。しかし、これは隋代の事例の可能性が高いため、本稿では取り上げない。齊藤達也「隋重建七帝寺記（惠鬱造像記）について—訳註と考察—」（『国際仏教学大学院大学研究紀要』6、2003年）参照。
- (33) 姚最が齊王（宇文憲）府の水曹参軍、皇甫忍が安政公（史寧）府の礼曹参軍、韋冲が衛国公（宇文直）府の礼曹参軍に就任している。『周書』巻47・姚最伝、「皇甫忍墓誌」（前掲註32参照）、『隋書』巻47・韋冲伝参照。
- (34) 嚴耕望氏は、『周書』巻30・于翼伝の「建德二年、出安隨等六州五防諸軍事・安州總管。時屬大旱、澗水絶流。……翼遣主簿祭之（建德二年、安隨等六州五防諸軍事・安州總管に出づ。時に大旱に屬い、澗水流を絶つ。……翼、主簿を遣わし之を祭る）」を引き、総管府に主簿が置かれていたとする。前掲註8 嚴耕望書602頁参照。しかし、州属官の主簿の可能性もあり、この記事のみでは総管府に主簿が置かれていたと断定できない。
- (35) 中央官僚（六官制）が「卿（六官の各長官：正七命）、上大夫（正六命）、中大夫（正五命）、下大夫（正四命）、上士（正三命）、中士（正二命）、下士（正一命）」であったのに対し、柱国大將軍府幕僚は「長史・司馬・司録（正七命）、中郎・掾・属（正五命）、列曹参軍（正

四命)、参軍事(正三命)」であった。

- (36) 川本芳昭『中国の歴史 05 中華の崩壊と拡大 魏晋南北朝』(講談社、2005年) 273頁参照。
『周書』卷2・文帝紀下の恭帝3年正月条には「初、太祖以漢魏官繁、思革前弊。(初め、太祖、漢魏の官の繁なるを以て、前弊を革めんと思う。)」とある。
- (37) 前掲註8 嚴耕望書 596～599頁参照。
- (38) 内田吟風「北周の律令格式について」(『北アジア研究 鮮卑柔然突厥篇』同朋社、1975年) 参照。ただし、西魏時代には未だ礼制は整備されていなかった。北周は天和2年(567)に、郊丘壇壝制度を立てて祭祀制度を整備し、天和4年(569)頃に五礼を制定した。金子修一「北齊・北周・隋の郊廟親祭について」(『山梨大学教育学部研究報告』48、1997年)、史睿「北周後期至唐初礼制の変遷與學術文化的統一」(『唐研究』3、1997年) 参照。
- (39) 『隋書』卷27・百官志中、『通典』卷20・職官2・総叙三師三公以下官属参照。
- (40) 『唐六典』卷1・三師にも「隋氏依後魏爲三師、因後周不置府僚(隋氏、後魏に依りて三師と爲し、後周に因りて府僚を置かず)」とある。
- (41) 『唐六典』卷1・三公に「自隋文帝罷三公府僚、皇朝因之(隋文帝より三公の府僚を罷め、皇朝之に因る)」とある。
- (42) 隋の勳官府佐を表にまとめた李錦繡「唐代的視品官制—以嗣王以下府佐国官爲中心—」(『唐代制度史略論稿』中国政法大学出版社、1998年)は、開府儀同三司と儀同三司に法曹行参軍は設置されていなかったとする。『隋書』卷28・百官志下の勳官府佐の条(中華書局版781頁)によれば、開府儀同三司と儀同三司に法曹行参軍は設置されていない。しかし、流内視品の条(中華書局版791頁)には開府府法曹行参軍と儀同府法曹行参軍が登場する。本稿では流内視品条に従った。
- (43) 『隋書』卷28・百官志下参照。
- (44) 前掲註42 李錦繡論文参照。
- (45) 前掲註42 李錦繡論文参照。
- (46) 『通典』卷33・職官15・総論郡佐の条にも「開皇三年、詔佐官以曹爲名者、並改爲司(開皇三年、詔して佐官の曹を以て名と爲す者、並びに改めて司と爲す)」とある。
- (47) 『隋書』卷28・百官志下の煬帝官制の十二衛条の「諸衛皆置長史、從五品。又有録事参軍・司倉・兵・騎・鎧等員(諸衛、皆長史を置く、從五品。又録事参軍・司倉・兵・騎・鎧等員有り)」参照。
- (48) ただし、石刻史料などでは某曹参軍と司某参軍が混在している。また隋代以降、北周の某曹参軍を司某参軍に読み替える事例が見られる。例えば、大業9年(613)に作られた「席德将墓誌」では、北周時代に父の席懷素が「開府平原公劉宣司戸参軍事」であったとし、「戸

曹」を「司戸」に読み替えている。「席徳将墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』④365～368頁参照。

- (49) 姜暮は唐初の功臣で、『旧唐書』巻59と『新唐書』巻91に立伝されている。墓誌は貞観6年(632)に作られた。『新版唐代墓誌所在総合目録(増訂版)』No.94参照。『冊府元龜』巻728・幕府部・辟署第3にも「姜暮、秦州人。大業末、爲晉陽長。高祖留守太原、見暮深器之。大將軍府建引爲功曹參軍、平京城、除相國賓曹參軍。(姜暮、秦州の人なり。大業末、晉陽長と爲る。高祖太原を留守し、暮を見て深く之を器とす。大將軍府建ちて引きて功曹參軍と爲し、京城を平らげ、相國賓曹參軍に除す。)」とある。なお、『旧唐書』巻59・姜暮伝は「除相國兵曹參軍」とし、『新唐書』巻91・姜暮伝は「除相國冑曹參軍」とする。しかし、『旧唐書』巻42・職官志1に「垂拱元年二月……諸衛鎧曹改爲冑曹(垂拱元年二月……諸衛の鎧曹改めて冑曹と爲す)」とあるように、冑曹參軍が設置されたのは、垂拱元年(685)であることから、『新唐書』の記述は誤りである。